



武蔵台公民館改修中の公民館等の業務説明会



日時 令和7年5月24日（土）10時

場所 武蔵台公民館 多目的ホール

〇スケジュール

5月中旬～ 工事予定業者が決定

6月中旬～ 工事準備（荷物の搬入出開始）

【6/30(月)出張所臨時閉所予定】

7月1日 仮設出張所を開設

（予定）

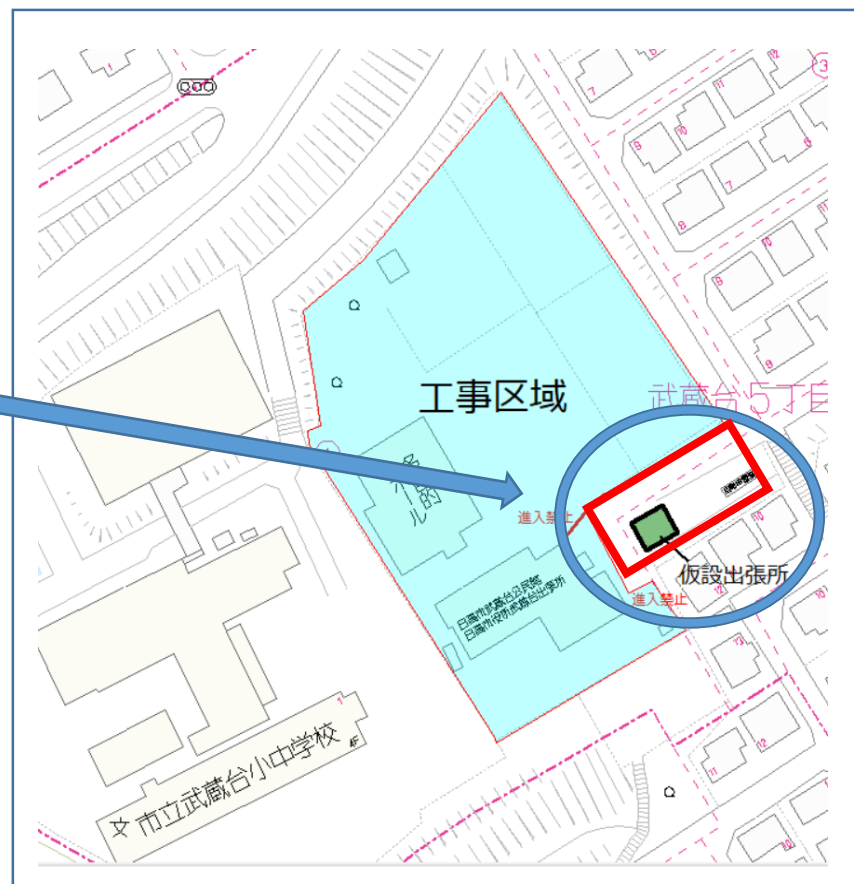
・出張所業務を継続

・公民館は休館

12月末 主な工事完了

1月初旬 リニューアルオープン予定

★進捗状況などは、「公民館だより」や「ホームページ」で
随時お知らせいたします。

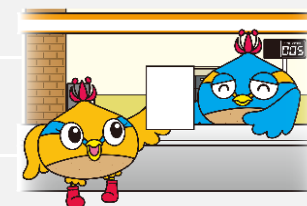


（参考）主な工事内容

・外装（外壁、屋上防水） ・内装（床、壁、天井） ・トイレ全面改修 ・電気機械設備（照明 LED 化、太陽光発電、分電盤、配線、給排水管） ・外構（駐車場舗装、門扉、自転車置場、テニスコートフェンス）

○休館期間中の公民館・出張所業務について

◇業務全般	休館期間中
窓口	仮設出張所(駐車場入口に予定)
業務時間	平日8:30~17:15(月~金曜)
◇公民館業務	休館期間中
武蔵台公民館の部屋利用	×部屋のご利用はできません
武蔵台テニスコートの利用	×テニスコートのご利用はできません
横手台テニスコートの利用	○予約、当日受付は高麗公民館
横手台グラウンドの利用	○予約、当日受付は高麗公民館
武蔵台小中学校体育館の夜間利用の鍵貸出	○高麗公民館
図書コーナー	×ご利用はできません ※図書館からの貸出返却は仮設出張所で行なえます
◇出張所業務	休館期間中
住民票などの発行	○変更はありません ※マイナンバーカード取得申請補助サービスは除く



◇その他	休館期間中
災害時の避難場所・避難所	×武蔵台公民館は使用できません
選挙投票所(7月予定)	○(武蔵台公民館 集会室)

公民館・出張所業務に関するお問い合わせ

●武蔵台公民館

電話 042-982-2950

●武蔵台出張所

電話 042-980-1001

☆改修中は、何かとご不便をおかけいたしますが、綺麗になった公民館を楽しみにお待ちしております。

指定緊急避難場所・指定避難所

NO	施設・場所名	所在地	連絡先 市外局番 (042)	指定緊急避難場所 災害種別ごとの指定		指定避難所
				崖崩れ 土石流 地滑り	地震	
1	旧高麗小学校	梅原5番地1	—	○	○	○
2	武蔵台小中学校	武蔵台五丁目1-1	982-2221	—	○	○
3	高麗小中学校	梅原350番地	989-1017	○	○	○
4	旧武蔵台中学校	武蔵台六丁目150-1	—	—	○	○
5	高麗公民館	栗坪92番地2	989-2381	○	—	○
6	武蔵台公民館	改修工事中、避難場所・避難所としては使用できません。				
		武蔵台五丁目1-2	982-2950	○	○	○
7	総合福祉センター(高麗の郷)	楡木201番地	985-9988	○	○	○
8	高麗川小学校	南平沢335番地	989-0275	○	○	○
9	高根小中学校	中鹿山523番地3	989-4982	○	○	○
10	高麗川中学校	原宿49番地	989-1158	○	○	○
11	旧高根中学校	女影1180番地	—	—	○	○
12	文化体育館(ひだかアリーナ)	南平沢1010番地	985-2090	○	○	○
13	高麗川公民館	南平沢1098番地2	989-9110	○	—	○
14	高麗川南公民館	中鹿山81番地1	989-1000	○	—	○
15	生涯学習センター(図書館)	鹿山370番地20	985-5121	○	○	○
16	高萩小学校	高萩800番地	989-2321	○	○	○
17	高萩北小学校	旭ヶ丘800番地	985-2020	○	○	○
18	高萩中学校	高萩792番地1	989-2146	○	○	○
19	高萩北中学校	旭ヶ丘181番地1	985-2112	○	○	○
20	高萩公民館	高萩802番地3	989-2145	○	○	○
21	高萩北公民館	旭ヶ丘997番地1	989-7322	○	○	○
22	県立日高高等学校	旭ヶ丘806番地	989-7920	○	○	○
23	埼玉女子短期大学	女影1616番地	986-1616	○	○	○
A	中の田公園	武蔵台一丁目214-29	—	○	○	
B	巾着田多目的広場	高麗本郷21番地1	—	○	○	
C	北平沢運動場	北平沢1009番地	—	○	○	
D	総合公園	高萩1500番地	—	○	○	
E	高萩地区第3ちびっ子広場	高萩2645番地8	—	○	○	
F	横手台グラウンド	横手一丁目1000-3	—	○	○	

崖崩れ、土石流、地滑り欄「○」は、土砂災害警戒区域等の区域外に立地しているため、施設及び敷地を指定するもの。

崖崩れ、土石流、地滑り欄「—」は、土砂災害警戒区域等の区域内に立地しているため、指定基準を満たさないもの。

地震欄「○」は、建物が耐震基準を満たしているため、施設及び敷地を指定するもの。

地震欄「—」は、建物の耐震性が不十分であるため、敷地のみを指定するもの。